

江別商工会議所 ななかまど通信

能登半島地震義援金を受け付けます！

能登半島地震により被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

日本商工会議所では、全国の商工会議所を窓口として能登半島地震の義援金を受付しています。

当所でも下記のとおり義援金を受け付けますのでご協力の程お願い致します。

1. 義援金募金額 1口1万円とし、1口単位でお願いします。
2. 募集期間 1月26日(金)～2月20日(火)
3. 義援金申受要領
 - (1) 義援金につきましては、上記募集期間内に下記振込口座へお振込み下さい。
※申し訳ございませんが、振込手数料は貴社のご負担にてお願い致します。
 - (2) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に活用して頂く予定です。
 - (3) 本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。
 - ①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。
 - ②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

【計算式】
 $(\text{期末資本金の額等} \times 12 \text{分の当期の月数} \times 1,000 \text{分の} 2.5 + \text{所得金額} \times 100 \text{分の} 2.5) \times 4 \text{分の} 1$
 = 損金算入限度額
 ※期末資本金の額等 : 資本金の額 + 資本準備金の額
 ※所得金額 : 法人税申告書別表四 仮計の金額 + 支出寄附金の額

【計算例】
 期末資本金の額等 1,000 万円、所得金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の損金算入限度額
 $(1,000 \text{万円} \times 12 \text{分の} 12 \times 1,000 \text{分の} 2.5 + 1,500 \text{万円} \times 100 \text{分の} 2.5) \times 4 \text{分の} 1 = 10 \text{万円}$
- (4) 領収書は、義援金お振込み時の控えをもつてかえさせていただきます。

4. 振込先口座

北洋銀行	江別中央支店	普通預金	7208017
北海道銀行	野幌支店	"	1272360
北陸銀行	江別支店	"	6046839
北海道信用金庫	江別支店	"	4355061

口座名義 (各行とも) : 江別商工会議所 能登半島地震義援金